

29 監 第 46号
平成30年1月12日

二本松市長 三保 恵一 様
二本松市議会議長 野地 久夫 様

二本松市監査委員 二階堂 公 治

二本松市監査委員 齋 藤 賢 一

平成29年度公の施設の指定管理者監査結果報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、二本松南学童保育所、塩沢学童保育所、岳下学童保育所、安達太良学童保育所、杉田学童保育所、石井学童保育所、大平学童保育所、杉田子ども館に係る指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告書を提出します。

平成29年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項に基づく監査
- 2 監査の対象 対象施設 二本松南学童保育所、塩沢学童保育所、岳下学童保育所、安達太良学童保育所、杉田学童保育所、石井学童保育所、大平学童保育所、杉田子ども館
対象団体 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会
所管部局 福祉部子育て支援課
- 3 監査の期間 平成29年12月26日から平成30年1月12日
- 4 監査実施日 平成30年1月11日、12日
- 5 監査の範囲 指定管理者の指定手続き及び平成29年度財務等の執行状況
平成28年度決算状況
- 6 監査の方法 関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概要について説明を受けるとともに、必要に応じて質疑等を行った。
また、指定管理者に係る経理状況、出納その他の事務等について監査を行い、管理団体からの説明を受け質疑等を行った。
- 7 監査の結果 所管部局における指定管理者の指定及び管理業務の指導監督が適切に行われているか、また、指定管理者に係る経理状況、出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか等の観点から監査を実施した結果、適正に執行されていると認められた。
なお、事務処理上改善、留意すべき点で軽微なものについては、口頭で改善を促した。